

草津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和8年3月27日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 土肥 浩 資

〔定期監査〕

令和7年7月22日告示分

監査対象：志津南小学校

指摘事項	措置状況等
①収入および支出事務について、上司の決裁を事前に得たうえで執行されたい。	①伝票の様式を修正の上、管理職の決裁を事前に得て執行するようにしました。

監査対象：矢倉小学校

指摘事項	措置状況等
①サッカーゴール、ミニサッカーゴールの転倒防止対策を施されたい。 なお、サッカーゴール、ミニサッカーゴールの管理者に疑義があるところであるが、学校敷地内に存するものは適正に管理しなければならず、管理者を明確にし、自ら施行もしくは真の管理者を指導されたい。	①サッカーゴール、ミニサッカーゴールともに、移動して使用することに鑑み、土嚢を設置しました。 また、サッカーゴール、ミニサッカーゴールともに矢倉小学校が管理者であることを確認しました。

監査対象：高穂中学校

指摘事項	措置状況等
①ハンドボールゴールの転倒防止対策を施されたい。	①ハンドボールゴールの転倒防止用重りを設置しました。